

グローバルグリーン調達ガイドライン (第 6 版)

制定日：2015年04月01日

改訂日：2022年09月12日

臼井国際産業株式会社

調達本部

1. はじめに
2. 臼井グループの環境方針
 - 2.1 環境負荷低減・汚染予防
 - 2.2 目的・目標の設定、見直し及び継続的改善
 - 2.3 法規制の順守
3. グリーン調達について
 - 3.1 グリーン調達活動の目的
 - 3.2 グリーン調達活動の範囲
 - 3.3 臼井グループの取組み
4. お取引先様へのお願い事項
 - 4.1 環境業務連絡窓口の届出
 - 4.2 環境マネジメントシステムの構築
 - 4.2.1 外部認証取得の報告
 - 4.2.2 外部認証未取得間の報告
 - 4.3 納入物品に含まれる成分の報告
 - 4.3.1 臼井グループへの報告
 - 4.3.2 材料成分変更時の届出
 - 4.3.3 非含有宣言書のご提出
 - 4.4 各国・各地域における生産・使用禁止物質の非含有調査報告
 - 4.5 2050年カーボンニュートラルに向けての取組み
 - 4.6 環境パフォーマンス向上への取組み
5. その他
 - 5.1 グローバルグリーン調達ガイドラインの改定時の取り扱い
 - 5.2 お問い合わせ

様式および添付資料

- ・「品質保証責任者等届」(0232X)
- ・「仕入先調査表」(P1108)
- ・「環境管理システム調査表」(P1207)
- ・「工程変更申請書」(0237X)

1. はじめに

臼井国際産業株式会社は、皆さまの温かいご支援の下、2021年に創業80周年を迎え、新たなスタートをきる事ができました。現在の自動車産業は大きな変革期にあり、技術の革新はいうまでもなく、今後は地球環境を配慮した事業活動にも注目して事業を継続していきます。その為には、お取引様のご理解、ご協力を無くして様々な課題に挑戦していく事が困難である事はいうまでもありません。

このような中、弊社では「OPEN」(国籍、企業規模、取引実績に関わらず、取引を希望されるお取引先様に対して、公平かつ公正に参入機会を提供、広く世界のお取引先様を開拓し、競争の維持を心掛ける)、「FAIR」(発注に際しては、品質、供給、価格、技術、経営などの競争力と、法令および社会的規範遵守、人権尊重、雇用と職業に関する不当差別撤廃、児童労働および強制労働排除、環境保全・社会貢献活動などの社会的責任の観点から、適正かつ客観的にお取引先様を評価、選定する)、

「COLLABORATION」(お取引先様と長期的かつGlobalな視点から目標を共有化し、緊密なコミュニケーションで信頼関係を深め、相互研鑽する事で共存共栄を図る)、「COMPLIANCE」(各種法令、企業倫理、社内規則類を遵守、地球環境の保全、生態系への影響低減に配慮し、国際・地域社会へ貢献する)を調達基本方針に掲げ活動しております。

そのような中、環境に配慮した製品づくりを更に明確にするために、ISO14001及びCSR要件を満足しグローバルに通用する「グローバルグリーン調達ガイドライン」(初版)を2015年4月に作成致しました。今回は、4.4の一部表記の見直し、及び「4.5 2050年カーボンニュートラルに向けての取組みについて」を追加し、第6版と致しました。

グローバルな環境規制はますます厳しくなっており、この規制に対応するためにはお取引先様の尚一層のご協力が必要であります。臼井国際産業グループ(以降臼井グループと記す)は、このガイドラインに基づきグローバルグリーン調達活動を推進いたしますので、お取引先様におかれましても、本取組みの重要性を何卒ご理解いただき、ご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2022年9月12日
臼井国際産業株式会社
調達本部

2. 臼井グループの環境方針

基本方針

臼井国際産業株式会社は、自動車部品の設計、開発及び生産活動において、企業の社会的責任の一環として、地球環境保全が人類共通の最重要課題の一つであることを認識し持続可能な社会の構築に向けて、企業活動のあらゆる面で「人の健康維持」と「地球環境保全」に努力を払い、また貢献することに努めます。

行動指針

企業活動より発生する環境への負荷を最小限にとどめるよう、社会的責任の一環として、自主改善活動に最大限の努力を払います。

2.1 環境負荷低減・汚染予防

- 天然資源とエネルギーの使用量を削減するよう努めます。(CO₂の削減)
- 廃棄物の削減化・リサイクル化に努めます。
- 使用している化学物質の削減に努めます。
- 環境汚染の未然防止に努めます。
- 環境の保護に努めます。

2.2 目的・目標の設定、見直し及び継続的改善

この方針に基づき環境目的・目標を定め、見直しを行い、環境マネジメントシステムを継続的に改善していきます。

2.3 法規制の順守

組織の環境側面に関係して適用可能な法的要求事項、及び組織が同意するその他の要求事項を順守します。

この方針は、掲示及びその他の方法において、組織の為に働くすべての人に周知徹底します。

また、この方針は利害関係者へ公開します。

3. グリーン調達について

3.1 グリーン調達活動の目的

本活動は、臼井グループが、「人の健康維持」と「地球環境保全」を推進し、持続可能な社会の実現に貢献するため、積極的に環境保全活動に取り組んでいるお取引先様から、環境負荷のより少ない製品・サービスを調達することが目的です。

3.2 グリーン調達活動の範囲

白井グループが購入する製品、材料、部品、副資材（潤滑油、試験媒体、洗浄剤、塗料等）、梱包材、設備、施設、事務用品等（以下、「納入物品」という。）を対象とし、それらを納品いただく全てのお取引先様に適用します。なお、サプライチェーン全体のマネジメントを実現するため、お取引先様から見た1次仕入先様への環境マネジメントシステムの確認、助言・ご指導と、その先（2次、3次仕入先様）への必要に応じた展開、啓発をお願い致します。

3.3 白井グループの取組み

白井グループではグリーン調達活動を、環境マネジメント活動の重要な役割として位置付けております。活動は「環境方針」に基づき、調達部を中心に品質保証部門をはじめとする全ての組織で取り組みます。

4. お取引先様へのお願い事項

グリーン調達は、環境管理体制の整備された工程によって作られた、環境負荷の少ない納入物品を購入することによって実現します。そのため、お取引先様に以下の項目へのご協力をお願いいたします。御社及びその仕入先である製造会社も以下のお願い事項の対象といたします。製造会社に関するデータ・書類などの授受は御社を介して行います。

4.1 環境業務連絡窓口の届出

お取引先様の環境マネジメント活動の取組み窓口として、環境業務連絡窓口の選任並びに届出をお願いいたします。登録された環境業務連絡窓口を通じて、白井グループの方針、活動内容をお伝えするとともに、協調した環境活動を推進してまいります。環境業務連絡窓口を新規登録、または変更される場合は、その都度、下記様式の届出をお願いいたします。

・「品質保証責任者等届」(0232X)

4.2 環境マネジメントシステムの構築

お取引先様には、ISO14001または他の外部認証の取得を推奨いたします。

* 2015年秋に改訂されたISO14001ではライフサイクル・サプライチェーン管理が追加となりました。

外部認証（例）ISO14001、エコステージ、エコアクション21、KES

4.2.1 外部認証取得の報告取得状況の確認

ISO14001または他の外部認証の取得状況を、年1回ご提出頂く下記帳票にて確認いたします。

・「仕入先調査表」(P1108)

取得時または、更新時の報告

新規に認証を取得した場合、あるいは更新時に下記書類をご提出ください。

- ・環境マネジメントシステム登録証のコピー

4.2.2 外部認証未取得間の報告

外部認証を取得されていないお取引先様は、環境への取組み・体制の評価を下記帳票により毎年6月末日までに、ご報告ください。

- ・「環境管理システム調査表」(P1207)

環境マネジメントシステム自主診断の結果が全て「はい」になるよう管理・改善をお願いいたします。必要に応じ監査を実施することがあります。

4.3 納入物品に含まれる成分の報告

納入物品に含まれる環境負荷物質の管理では、まず環境負荷物質を数值的、定量的に把握することが重要です。臼井グループに納入されている物品の状態を把握するため、「取引先のための品質管理基準書」の要求に基づき、含有する化学物質について報告いただけますようお願いいたします。

4.3.1 臼井グループへの報告

成分報告対象品

・臼井グループに納入している納入物品のうち、全ての部品、材料、臼井グループより要求を受けた副資材、梱包材、事務用品等

報告使用ツール

- ・IMDS

自動車業界でグローバルに使用されている製品・部品の材料、および化学物質情報を収集するシステムです。IMDS レコメンデーション、IMDS ユーザーマニュアル、IMDS トレーニングガイドに従ってデータを作成してください。データ入力後、臼井グループ企業コード（例：臼井国際産業 13985）宛に送信してください。

4.3.2 材料成分変更時の届出

上記の調査結果、“使用禁止物質”が含まれていたことが判明した場合、物品に含まれる環境負荷物質を代替する必要がありますので、禁止物質代替の検討をお願いいたします。その結果、工程変更（原材料の変更、製造方法の変更など）により材料成分や質量に変更が生じる場合は、必ず「工程変更申請書」(0237X)を提出してください。また、臼井グループ承認後

は、速やかに IMDS 入力対応をお願いいたします。

4.4 各国・各地域における生産・使用禁止物質の非含有調査報告

4.3.1 の IMDS による白井グループへの報告のほかに、欧州 ELV/RoHS 指定禁止物質 (SOC) や REACH 規制を始めとする、各国・各地域における生産・使用禁止物質の非含有報告を、別途要求することがありますので、ご対応をお願いいたします。生産・使用禁止物質の調査のため、個別に非含有宣言書の提出を依頼することがございますので、ご提出をお願いいたします。規制物質の詳細につきましては、U-SQM の最新版をご確認ください。

4.5 2050 年カーボンニュートラルに向けての取り組み

政府方針 (2050 年カーボンニュートラル) に向けて、自動車走行時に排出される CO₂のみならず、燃料製造時や発電時に排出される CO₂や、自動車構成部品の製造時、車両製造時、走行時、廃棄時まで含めた CO₂排出を規制する動きがあります。つきましては弊社に納入頂いている製品の CO₂排出量を把握するため、お取引先様にエネルギー使用状況等のご提出をお願いいたします。

4.6 環境パフォーマンス向上への取り組み

4.6.1 温室効果ガス (GHG) 排出量の削減

4.6.2 VOC(揮発性有機化合物)排出量の削減

4.6.3 PRTR 法 (環境負荷物質の排出移動登録) 対象物質排出量の削減

4.6.4 エネルギー・水・廃棄物発生量の削減 (<目標設定と実績把握>の推進)

4.6.5 納入製品及び拠点における環境の保護

* 弊社から要求があった場合、情報提供をお願いいたします。

5. その他

5.1 グローバルグリーン調達ガイドラインの改定時の取り扱い

本ガイドラインは改定の都度対象となるお取引先様に、白井グループグローバル調達管理部窓口より通知いたします。

5.2 お問合せ

本件に関するお問合せは、各調達担当者までお願いいたします。

グローバルグリーン調達ガイドライン	管理No.	QP-1201
	改訂No.	6

承認：調達本部執行役員 確認：グローバル調達管理部部長 作成：グローバル調達管理部担当者					
制定・改廃経歴					
No.	年月日	内 容	承認	確認	作成
1	2015.04.01	新規制定	竹内	杉山	杉山
2	2017.01.30	内容見直しによる	杉山	杉山	杉山
3	2017.11.01	内容見直しによる	杉山	杉山	杉山
4	2019.07.22	内容見直しによる	杉山	杉山	杉山
5	2021.02.11	内容見直しによる 4.5 欧州 ELV/RoHS 指定禁止物質の範囲変更	杉山	杉山	杉山
5.1	2022.06.27	部署名改定	庄司	小笠原	篠崎
6	2022.09.12	内容見直しによる	庄司	小笠原	篠崎 鷹簀